

国際更生保護ボランティアの日宣言（※英語原文の和訳）

我々は、2024年4月17日にオランダのハーグで開催された「第2回世界保護司会議」の主催者、支援者、参加者であり、

「誰一人取り残さない」包摂的な社会の確立を目指す国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標に沿って、

地域社会の積極的な参加を得て罪を犯した人の社会復帰を助けるために地域社会において更生に資する環境を促進する、2021年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」を踏まえ、

さらに、犯罪防止及び刑事司法に関する国連の基準・規則、特に非拘禁措置のための国連基準最低規則（東京ルールズ）が、犯罪者の社会復帰を促進するために「公衆の参加」の重要性を提唱していることに留意し、

アジア保護司会議において2014年7月に採択された保護司等ボランティアの国際的なネットワークを構築し、情報共有や課題・ベストプラクティスの交換を促進することを目的とした東京宣言を想起し、

2021年3月の京都 kongress のサイドイベントとして開催された世界保護司会議で採択された罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの重要性、地域の支援や地域ボランティアの役割に対する地域の理解の必要性を認め、国連の枠組みの中で「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティア国際デー（世界保護司デー）」を創設することを目指した「京都保護司宣言」を想起し、

地域ボランティアの貢献が、罪を犯した人が地域社会で無事に立ち直るための努力をする際に、彼らが直面する社会的偏見や地域からの援助の欠如という課題を克服することによって、立ち直りを支えることに注目し、

130年にわたり、日本において一般市民によって持続的に発展し、制度化されてきた保護司制度は、罪を犯した人の立ち直り、犯罪の防止、平和で安全な街づくりを実現する

ための最も包括的かつ有望な施策の一つとして注目されてきたことを踏まえ、

さらに、保護司制度が「国際更生保護ボランティアの日」のきっかけであり、世界中のボランティアの貢献に対する認知度を高めるものであることを認識し、

罪を犯した人の立ち直りと社会復帰を助け、再犯を防ぐため、刑事司法制度に関連する多くの組織の地域ボランティアが行っている努力と貢献、及び世界中の地域ボランティアによって実践されている様々で重要な活動があることを認める。

次のとおり宣言する。

1. 私たちは、刑務所に収容されている人々の大半がコミュニティに帰ってくるのであり、そこでボランティアが立ち直り支援に参加することは、長期的に罪を犯さないことを助け、コミュニティの安全を高めることができると理解している。

2. 我々は、罪を犯した人の立ち直り及び社会復帰を支援する地域ボランティアが、良き隣人として、罪を犯した人が社会に戻ってくるときや、社会内処遇を受けている際には側に寄り添い、罪を犯した人の立ち直りへの社会からの理解と援助を促進することに欠かせないものであり、世界的にその活動を推進することが、全ての人にとって安全・安心な社会の発展に寄与するものであることに注目する。

3. このような地域ボランティアによる取組は、「誰一人取り残さない」という理念に沿ったものであり、地域ボランティアの役割の重要性を訴えるためには、よりグローバルな努力が必要であることを確信する。

4. 罪を犯した人の立ち直りと社会復帰を支援する地域ボランティアの取組に対する世界的な認知を高め、ボランティア同士の国際的なネットワークを促進するため、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」と定める。

5. 今後は、国連の「国際デー」を設定することも含めて多様な取組を検討し、地域ボランティアの活動に対する人々の理解を一層深め、効果的かつ有意義なボランティア制度の確立を目指す。